平成２５年（フ）第１６５号
群馬県高崎市井野町1267番地１　コーポホワイト201号
債務者　高見澤　宏
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２５年（フ）第１７６号
群馬県高崎市井野町101番地１　井野ステーションハイツ202号
債務者　有田真由美
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部
平成２５年（フ）第４０６号
東京都品川区勝島１－９－11社会福祉法人有隣協会更生施設浜川荘、申立時の住所埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　遠藤　昌宏
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第４４９号
埼玉県所沢市大字上安松1083番地の24
債務者　玉理　明美
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第４７１号
埼玉県ふじみ野市新田２丁目１番３号　福原荘201
債務者　中川　幸恵
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部
平成２５年（フ）第２９０号
静岡県御殿場市御殿場559番地の１　御殿場団地Ａ６－461
債務者　吉田　寿子（旧姓西山）
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２５年（フ）第２４２号
愛知県西尾市丁田町杢左36番地１　杢左マンション203号室
債務者　椎名瑛治こと　ファン　バン　ユン
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第３２６号
愛知県豊田市花沢町榎木前21番地33、前住所愛知県豊田市柿本町５丁目４番地　プレシアスコート柿本502号
債務者　那須　**隆**良
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第３６６号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字沢渡22番地202、前住所愛知県西尾市下町宮東35番地
雇用促進事業団宮東住宅３棟107号室
債務者　宮崎　豊彦
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２５年（フ）第４６号
京都府福知山市字堀1141番地の１　コーポ水内201号
債務者　山下　　香
１　決定年月日時　平成25年10月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係
平成２５年（フ）第５３号
北海道滝川市泉町322番地
債務者　工藤まゆみ
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係
平成２５年（フ）第５５号
北海道芦別市北６条西４丁目８番地の１
債務者　池上　京子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係
平成２５年（フ）第２２１号
盛岡市東見前１地割88番地４　イーハトーヴＢ202号
債務者　佐藤　英明
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２５年（フ）第２２２号
盛岡市東見前１地割88番地４　イーハトーヴＢ202号
債務者　佐藤　智恵
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２５年（フ）第４０８号
神奈川県厚木市水引２丁目７番９号　水引ハイツ103
債務者　高橋　秀則
１　決定年月日時　平成25年10月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部
平成２５年（フ）第９０号
新潟県村上市岩崎262番地４、前住所愛知県豊田市花園町林174番地５
債務者　増子　　忠
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部
平成２５年（フ）第９２号
新潟県村上市山辺里2100番地２
債務者　遠山由紀子
１　決定年月日時　平成25年10月３日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月28日まで
新潟地方裁判所新発田支部